

マルクス/エンゲルス選集

MARX
ENGELS

Ausgewählte Werke

7

大月書店

マルクス＝エンゲルス選集

ソ同盟共産党中央委員会付属 編
M・E・L・S 研 究 所
M・L 主 義 研 究 所 訳

第 七 冊

大 月 書 店

昭和30年11月30日 第1刷発行

検印
いたし
ません

訳者	マルクス＝レーニン
主 義 研 究 所	
発行者	小林直衛
印刷者	山田 博

発行所 大 月 書 店

東京都文京区本郷1の15
電話(92)3091・7887
振替 東京 16387

目次 第七冊

家族、私有財産および国家の起源（エンゲルス）	一
一八八四年の初版の序文	二
一八九一年の第四版の序文	五
家族、私有財産および国家の起源	二七
一 先史時代の文化諸段階	二七
（1）野 蠻	二八
（2）未 開	三〇
二 家 族	三七
三 イロクオイ人の氏族	一二五
四 ギリシアの氏族	一四九
五 アテナイ国家の成立	一六五
六 ローマの氏族と国家	一八三
七 ケルト人とドイツ人の氏族	二〇一

八	ドイツ人の国家形成……………	三六
九	未開と文明……………	四四
	マルクスと『新ライン新聞』(一八四八—一八四九年)(エンゲルス)……………	七九
	共産主義者同盟の歴史によせて(エンゲルス)……………	九七
	解 説……………	三一
人名注		
事項注		

家族、私有財産および国家の起源

フリードリヒ・エンゲルス

一八八四年の初版の序文

この本は、ある程度まで遺言を執行したものである。カール・マルクスその人が、モーガンの研究の成果を、彼の——ある限度内でわれわれのといってもよいであろう——唯物論的な歴史研究の結果とむすびつけて叙述し、それによつてはじめてその全意義をあきらかにする予定でいた。というのは、モーガンは、四〇年まえにマルクスが発見した唯物史観をアメリカで自己流にあらためて発見し、未開と文明を比較するにあたって、この史観にみちびかれて、主要な点でマルクスとおなじ結論に達していたからである。そして、『資本論』がドイツのギルド的経済学者たちによつて長年のあいだ熱心に剽窃されながら、かたくなに黙殺されたように、モーガンの『古代社会』*もまた、イギリスの「先史」学の代表者たちによつてまったくおなじような目にあわされていた。私の著作は、私の亡友がもうはたすことのできなくなった仕事の貧しい代用物としかかなりえない。けれども、私は、彼がモーガンから書きぬいたくわしい抜粋の形で批判的な評注をもちあわせている。⁽¹⁾そこで、私はできるだけそれを本書に再録することにする。

* 『古代社会』、別名、野蠻から未開を経て文明にいたる人類進歩の路線の研究、ルイス・H・モ

ーガン著、ロンソン、マクミラン社、一八七七年。この本はアメリカで印刷されたもので、ロンドンではふしぎなほど手にはいりにくい。著者は数年まえに死んだ。

唯物論的な見解によれば、歴史を究極において規定する要因は、直接の生命の生産と再生産とである。しかし、これは、それ自体さらに二とおりにわかれる。一方では、生活資料の生産、すなわち衣食住の諸対象とそれに必要な道具との生産、他方では、人間そのものの生産、すなわち種属の繁殖が、これである。ある特定の歴史時代、またある特定の国の人間の生活がいとなまれる社会的諸制度は、二種類の生産⁽²⁾によって、すなわち、一方では労働の、他方では家族の発展段階によって、制約される。労働がまだ未発達であればあるほど、またその生産物の量が、したがってまた社会の富がとぼしければとぼしいほど、血縁の紐帯がますます圧倒的に社会制度を支配するものとなってあらわれる。しかし、このような血縁の紐帯にもとづく社会の編成のもとで、労働の生産性がますます発展し、それにつれて、私的所有と交換、富の差別、他人の労働力を利用する可能性が、こうしてまた階級対立の基礎が、ますます発展する。これらのあたらしい社会的諸要素は、幾世代ものあいだふるい社会制度をあたらしい状態に適応させようとして骨をおるが、けっきょく、この両者が両立しえない結果、完全な変革がひきおこされる。血縁団体にもとづいたふるい社会は、あたらしく発展してきた社会諸階級の衝突のなかで破砕される。それにかわって国家に総括されたあたらしい社会があらわれるが、この国家

の下部単位は、もはや血縁団体ではなくて地縁団体である。この社会では、家族の制度はまったく所有の制度によって支配され、これまでの成文、文史全体の内容をなしているあの階級対立と階級闘争とが、いまや自由に展開される。

われわれの成文史にたいするこの先史的基礎のあらましの大綱を発見復原し、ひじょうに重要でありながらこれまで解くことのできなかったギリシア、ローマ、ドイツの最古代史のなぞを解きあかしてくれる鍵を、北アメリカのインディアンの血縁団体に発見したことが、モーガンの偉大な功績である。しかし、彼の著書は一日にしてなったのではない。その材料を完全にきわめるまでには、彼は四〇年ちかくもこの材料ととりくんだのである。だが、それだからこそ彼の本は、また現代における少数の画期的著作の一つなのである。

読者は、以下の叙述のなかで、モーガンに由来するものと私のつけくわえたものとを、だいたいにおいてたやすく区別することができよう。ギリシアとローマにかんする歴史的諸章では、私はモーガンのひいた例だけにとどめないで、私に利用できるものをつけくわえておいた。ケルト人とドイツ人にかんする諸章はおもに私のものである。この方面ではモーガンはほとんど孫びきの史料しかつかっていないし、ドイツの状態について彼のつかったのは、——タキトゥスをのぞけば——フリーマン氏のくだらない自由主義的偽造物だけである。経済上の詳論は、モーガンの目的には十分だったのであるが私の目的にはまったく不十分なので、全部私があ

らしく書きなおした。それから最後に、はっきりモーガンから引用したとうたっていないかぎり、すべての結論にたいする責任はもちろん私にある。

一八八四年にチューリヒ発行の著書『家族、私有財産および国家の起源』の初版のために執筆

第四版のテキストによる

一八九一年の第四版の序文

大きな部数ででた本書のまえの諸版は、もう半年ちかくも品切れになっていて、出版者からは、もうかなりまえから新版を考えてほしいという希望に接していた。しかし、もっとさしせまった仕事があったため、今日まで私はこれにとりかかれなかった。初版がでてから七年たっているが、このあいだに原始的な家族諸形態についての知識は大いに進歩した。そこで、本書にもつとめて改良増補の手をくわえる必要があった。ことに、こんどのテキストは鉛版に鋳こむ予定になっているため、当分のあいだはこれ以上改訂するわけにゆかなくなるので、なおさらそうであった。

そこで、私は、本文全体にたんねんに目をおし、いろいろと書きくわえをおこなった。それによって、この科学の今日の水準にしかるべき考慮をはらったつもりである。さらに、私は、

この序文のあとの部分で、バッハオーフェンからモーガンにいたるまでの家族史学の発展を簡単に概観しようと思う。それは、おもにつぎの理由からである。排外主義の気味のあるイギリスの先史学派は、モーガンの成果をよこどりすることではすこしも遠慮しないくせに、モーガンの発見によってなすとげられた原始史観の革命を黙殺するために、いまでもひきつづき全力をつくしているのである。ほかの国々でも、あちこちでイギリスのこの手本がさかんに見ならわれている。

本書は外国語でいろいろ翻訳がでている。まずはじめにイタリア語で、„L'origine della famiglia, della proprietà privata e dello stato, versione riveduta dall' autore, di Pasquale Martignetti“, Benevento 1885. それからルーマニア語で、„Origina familiei, proprietatei private și a statului, traducere de Ioan Nadejde“, ヤッシーの雑誌『コンテンツ・ラヌル』の「一八八五年九月号から一八八六年五月号まで連載。さらにデンマーク語で、„Familjens, Privattejendommens og Statens Oprindelse, Dansk, af Forfatteren gennemgaaet Udgave, besørget af Gerson Trier“, København 1888. このドイツ語版を台本とするアンリ・ラヴェのフランス語訳は目下印刷中である。

*

*

*

「一八」六〇年代の初めまでは、家族史学などというものは問題にならない。この分野では、史学はまだまったくモーゼ五書〔旧約聖書の最初の五巻〕の影響下にあった。そのなかにほかのどこよりもくわしくえがかれている家父長制的家族形態は、文句なしに最古の形態としてうけいれられたばかりか、また——一夫多妻制という点をのぞけば——現代のブルジョアの家族とも同一視され、したがって、本来からいって家族はぜんぜんなんの歴史的発展も経なかったものと考えられていた。せいぜい、原始時代には性的無規律の一時期があったかもしれない、とみとめたくらいのものであった。——なるほど、一夫一婦制のほかにも、東洋の一夫多妻制とインド・チベットの一妻多夫制のことは、知られていた。しかし、この三つの形態は、歴史的序列の関係におくことのできるものではなく、なんの関連もなしに並列的であられるものとされていた。古代史にあらわれる個々の民属や、さらにいまでも現存している野蛮人のあるものでは、血統が父方でなしに母方によってたどられ、したがって女系がただ一つ有効な系統とみなされていたということ、また現代の多くの民属で、一定の大きな群——そのころは、それ以上くわしくは研究されていなかった——の内部の婚姻が禁止されているということ、そしてこういう慣習は世界中各地にあるということ——これらの事実はなるほど知られていたし、またその実例はますます数多くあつめられてきた。しかし、これらの事実をどうあつかったらいのか、かにもくわからなかった。そして、E・B・タイラーの『人類原始史（および文明発展

の「研究」(「ロンドン」一八六五年)のなかにさえ、それらの事實は、たんなる「奇習」として、もえている薪に鉄器をふれてはいけないという、若干の野蛮人のあいだでおこなわれている禁忌や、それに似た宗教上のばかげたならわしといっしょにされているのである。

家族史学は、一八六一年に、バツハオーフェンの『母権論』(「シュトゥットガルト」)がでたときにはじまる。この本では著者はつぎのような主張を提出している。(一)人間ははじめは無制限の性交をしてくらしていたこと。これを彼は、娼妾制ヘテリスムスという不当な名でよんでいる。(二)このような関係の場合には、父親をたしかに知ることは不可能であり、だから血統は女系によって——母権によって——たどるほかはなかったこと、そしてもとは古代のすべての民属がこういうふうだったこと。(三)その結果、女は、母として、また若い世代の唯一のたしかに知られた親として、高度の尊敬と信望とをかちえており、これが、バツハオーフェンの考えによれば、完全な女の支配(Gynaikokratie)にまでなったこと。(四)女が一人の男に専属する一夫一婦制への移行は、太古の宗教上のおきての侵犯(すなわち、実際には、その女にたいする残りの男たちの古来の要求権の侵害)をふくんでいたこと、そしてこの侵犯はつぐなわれなければならなかったこと、いいかえれば、この侵犯を大目にみてもらう代償として、女は時期をかぎって肉体を提供しなければならなかったこと。

バツハオーフェンは、これらの命題の証明を、彼がひじょうな勤勉さでさがしあつめてきた

古代古典文学のたくさんの章句のなかに見いだしている。彼の考えでは、「娼妾制から」単婚への、また母権から父権への発展は、とくにギリシア人の場合、宗教的觀念の進歩の結果としておこるのである。すなわち、あたらしい見かたの代表者であるあたらしい神々がふるい見解の代表者である古来の神々の群にわりこみ、そのために後者が前者によってしだいによりろにおしのけられる結果として、おこるのである。だから、バッハーフエンによれば、男女相互の社会的地位に歴史的変化をひきおこしたものは、人間の現実の生活諸条件の発展ではなく、この人間の頭脳のなかでのこの生活諸条件の宗教的反映なのである。そこで、バッハーフエンは、アイスキュロスの『劇』『オレスティア』を、没落してゆく母権と英雄時代⁽³⁾に勃興して勝利を博する父権との闘争を劇に描写したものだ、と説明する。クリュタイメラは、その情人アイギストスのために、トロヤ戦争から帰国してくる夫のアガ멤ノンをころした。だが、彼女とアガ멤ノンとのあいだにうまれた息子のオレステスが、自分の母をころして父の殺害に復讐する。これにたいして、母権の守護者の悪霊エリニエスたち「ギリシア神話の復讐の三女神」がオレステスを追及する。母権の立場からすれば、母殺しはもっとも重い、もっともつぐないがたい罪なのである。しかし、神託によってオレステスをうながしてこの行為をやらせたアポロンと、裁判官として呼びだされたアテネとは——この二神は、ここではあたらしい父権制度を代表する——オレステスを保護する。アテネは両当事者の言いぶんを聴く。この係争間

題全体は、いまやオレステスとエリニュエスたちとのあいだにおこなわれる論争に要約される。オレステスは、クリュタイメラが彼女、の夫をころし、こうしてまた彼の「オレステスの」父をころすという二重の大罪をおかしたことを楯にとる。いったいなぜエリニュエスたちは彼を追及して、ずっと罪の重い彼女を追及しないのか？ その答は注目すべきものである。

「彼女は、そのころした男の血縁ではなかった。」

血縁者でない男をころすことは、たとえその男が殺害者の夫の場合でもつぐなうことができ、エリニュエスたちのあずかり知るところでない。彼女らの役目は血縁者のあいだの殺人を追及することだけであり、その場合、母権によれば、もっとも重い、もっともつぐないがたい殺人は、じつに母殺しなのである。こんどは、アポロンがオレステスの弁護人として登場する。アテネは、アレイオスパゴスら——アテナイの陪審官——に票決させる。投票は無罪と有罪とが同数である。そこでアテネは、裁判長としてオレステスのがわに自分の票を投じ、彼に無罪の判決をくだす。父権は母権にたいして勝利を得た。エリニュエスたち自身がよんでいるように「若い世代の神々」がエリニュエスたちに勝つのである。そして、彼女らもついに説得されて、あたらしい制度につかえてあたらしい役目をひきうけるのである。

このあたらしい、しかも断然たらしい『オレスティア』の解釈は、『母権論』全巻をつうじてもっともみごとで、もっともすぐれた個所の一つである。しかし、同時にそれは、バッハオ

ーフエンが、昔のアイスキュロスとすくなくともおなじくらいにエリニュエスやアポロンやアテネの實在を信じていることを証明している。まさしく彼は、ギリシアの英雄時代にこれらの神々が母権をくつがえして父権をうちたてるといふ奇蹟をなしとげた、と信じているのだ。宗教をもって世界史をうごかす決定的なことでみなすこのような見解が、けっきょく、純然たる神秘主義に帰着するほかないことは、あきらかである。だから、バツハオーフエンのぶあつな四折り判の本をおしまいまで研究しとおすことは、つらい、しかもけっしてつねにむくいられるとはかぎらない仕事である。しかし、これらすべてのことは彼の開拓者としての功績をすくなくするものではない。彼は、無規律の性交をともなう未知の原始状態などという空文句に、つぎの証明をおきかえた最初の人である。すなわち、ギリシア人やアジア人のあいだでは、一夫一婦制のおこなわれるまえに、一人の男が数人の女と性交をおこなったばかりか一人の女が数人の男と性交をおこない、それが慣習にそむく行いでなかった状態がじっさいに存在していた痕跡が、古代古典文学のなかにたくさんに見いだされるということ、この慣習は消滅しても、女が一夫一婦制への権利をあがなうために制限的に肉体を提供しなければならぬという形で、その痕跡があとにのこらないわけにはいかなかったということ、だから、血統はじめは女系によって母から母へとたどるほかはなかったということ、このように女系だけをみとめるならわしは、父親がたしかにわかつているかまたはすくなくとも承認されている一夫一婦制の時代

になつてからも、まだながいあいだもたれたということ、子の唯一のたしかな親であるといふ母のこのはじめの地位は、母に、それとともにまた一般に女に、それ以後彼女らが二度と占めたことのないような高い社会的地位を確保したということ、これらのことである。なるほど、バツハオーフェンはこれらの命題をこのようにはっきりといひあらわしたわけではない。——そうするには彼の神秘主義的な見解がさまたげとなつた。しかし、彼はともかくこれらのことを証明したのであつて、そのことは、一八六一年にあつては一つの完全な革命を意味していた。バツハオーフェンのぶあつな四折り判の本はドイツ語で書かれていた。つまり、そのころには、今日の家族の先史にたいする関心をもっともうすかつた国民の言語で書かれていた。そのため、それは人に知られずにしまつた。この分野での彼のすぐつぎの後継者は一八六五年にあらわれたが、その人はバツハオーフェンのことなどは耳にしたこともなかつたのである。

この後継者というのはJ・F・マクレンアンで、その先輩とはまさに正反對の人物であつた。ここに天才的な神秘主義者にかわつたものは無味乾燥な法律家であり、あふるるばかりの詩人的空想にかわつたものは弁じたてる弁護士のもっともらしい推論である。マクレンアンは、古代および近代の多くの野蛮民属や未開民属のあいだに、さらに文明諸民属のあいだにさえ、花嫁が、自分一人でかまたその友人たちといっしょにか、花嫁を彼女の近親者から力づくで略奪する見せかけをしなければならぬ婚姻締結の一形態があることを見いだしている。この慣習は、